

兵庫県公報

令和3年1月29日 金曜日 第177号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	1
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	1
○ 平成8年兵庫県告示第8号の2（特定工作物解体等工事に伴う粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準）の一部改正（水大気課）	2
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	2
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 令和元年兵庫県告示第65号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 昭和47年兵庫県告示第192号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 土砂災害警戒区域の指定（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 平成22年兵庫県告示第277号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	5
○ 平成23年兵庫県告示第227号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	5
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	5
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	10
公 告	
○ 落札者等の公示（管財課）	11
○ 入札公告（管理課）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	15
○ 同 上（北播磨県民局）	15
○ 同 上（淡路県民局）	15
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	16

告 示

兵庫県告示第84号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成29年兵庫県告示第70号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和3年2月7日限りで消滅する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

湊加入区

兵庫県告示第85号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和3年2月8日から発生する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

湊加入区

~~~~~

**兵庫県告示第86号**

平成8年1月8日告示第8号の2（特定工作物解体等工事に伴う粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日より施行する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

2の(1)中「設計図書等」を「設計図書その他の書面及び目視」に改め、「定められていること。」の右に「なお、書面及び目視調査により使用状況が明らかにならなかったときは、分析による調査を行うこと。ただし、特定石綿含有材料又は非飛散性石綿含有材料に該当するものとみなして、石綿粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」を加える。

2の(4)のうち「フィルター（日本産業規格Z4812に規定する超高性能微粒子フィルター及びこれに準じたもの）」を「フィルタ（日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタ）」に改める。

2の(4)のエ中「特定石綿含有材料」を「除去する特定石綿含有材料を薬液等により湿潤化し、特定石綿含有材料」に、「飛散防止剤」を「石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等」に改める。

2の(4)のカ中「飛散防止剤」を「石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等」に改める。

2の(5)中「有効であると知事が認める措置」を「散水又はこれと同等以上の効果を有する措置」に改める。

2の(6)のア中「必要に応じ石綿粉じんが飛散しないよう補修を行うこと」を「劣化が著しい場合又は建材下地との接着が不良な場合は、当該特定石綿含有材料を除去すること」に改める。

2の(6)のイ中「飛散防止剤の接着性」を「石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等の接着性」に、「防止するために飛散防止剤」を「抑制するための薬液等」に改める。

2の(6)のうち「フィルター」を「フィルタ」に改める。

2の(7)中「散水」を「薬液等による湿潤化」に改める。

2の(10)中「適切な措置」を「真空掃除機による清掃その他の適切な措置」に改める。

（別記）中「縦35センチメートル以上、横40センチメートル以上」を「長さ42.0センチメートル、幅29.7センチメートル以上又は長さ29.7センチメートル、幅42.0センチメートル以上」に、「商号、名称又は氏名」を「発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所」に、「作業内容」を「作業方法」に改める。

（標識の例）を削る。

~~~~~

兵庫県告示第87号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び東播磨県民局加古川土木事務所に備え置いて、令和3年1月29日から2週間縦覧に供する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 河川の名称
二級河川瀬戸川水系瀬戸川
 - 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和3年1月29日
 - 3 廃川敷地等の位置
明石市魚住町西岡字横枕1936番23
同 市魚住町住吉4丁目1164番14
 - 4 廃川敷地等の種類及び数量
種類 土地
数量 25.85平方メートル
- ~~~~~

兵庫県告示第88号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜

地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
譲り原	神戸市	兵庫区	烏原町	中山 譲り原	31番1の一部 247番2の一部、247番2地先の水路敷の一部、271番の一部



兵庫県告示第89号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
小稗(2)	丹波市		青垣町小稗	アカ谷 古屋敷 東川	346番の一部、346番1、348番、349番2、350番の一部、358番、359番1、346番から364番1に至る地先の水路敷の一部、350番から359番に至る地先の道路敷の一部、1007番の一部、1011番2、1012番1、1012番2、1013番の一部、1014番の一部 359番4、359番5、360番1、360番2、360番4、360番5、362番から364番まで、364番1、365番、367番、368番、370番から372番まで、372番1、373番、373番1の一部、373番2、374番1、374番2、359番4から360番4に至る地先の道路敷の一部、364番地先の道路敷の一部、372番から373番1に至る地先の道路敷の一部 391番2の一部



兵庫県告示第90号

令和元年兵庫県告示第65号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域の表中潮見が丘(2)の項を次のように改める。

潮見が丘(2)	神戸市	垂水区	名谷町 潮見が丘 一丁目	猿倉	301番85、301番86の一部、301番311の一部、 301番318、301番319、301番321の一部、301 番322、301番323の一部、301番339 301番91、301番703から301番706まで、301 番718
---------	-----	-----	--------------------	----	--



兵庫県告示第91号

昭和47年兵庫県告示第192号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域の表中田結(1)の項を次のように改める。

田結(1)	豊岡市		田結	風谷 細坂	2180番、2180番1、2180番2、2186番の一部 1745番の一部、1746番、1747番の一部、1748 番、1748番1から1748番3まで、1749番1、 1750番、1751番、1748番から1749番1に至 る地先の道路敷の一部、1751番地先の道路 敷の一部
-------	-----	--	----	----------	--



兵庫県告示第92号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の
規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
谷口I-2 (126040162)	朝来市岩津（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の
規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類

國衙 (125030029)	南あわじ市神代國衙（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
-------------------	--------------------	---------

（別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備えて縦覧に供する。）



兵庫県告示第94号

平成22年兵庫県告示第277号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

谷口Ⅰ（126040003）の項中別図3、段(1)Ⅱ（126040107）の項中別図107、牧野(2)Ⅱ（126040117）の項中別図117、川上(2)Ⅱ（126040151）の項中別図151、納座(2)Ⅰ（126040157）の項中別図157、大路川Ⅱ（226040108）の項中別図268を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備えて縦覧に供する。）



兵庫県告示第95号

平成23年兵庫県告示第227号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

倭文神道(1)Ⅱ（125010002）の項中別図2、倭文土井(3)Ⅱ（125010011）の項中別図11、中条広田(1)Ⅱ（125010025）の項中別図25、掃守(1)Ⅰ（125030001）の項中別図117、赤井谷池Ⅱ（225030005）の項中別図197を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備えて縦覧に供する。）



兵庫県告示第96号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
岩津(2)Ⅱ (126040001)	朝来市岩津（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
上岩津(2)Ⅱ (126040002)	朝来市岩津（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
谷口Ⅰ (126040003)	朝来市岩津（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
岩津Ⅰ (126040004)	朝来市岩津（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

元津(2) I (126040005)	朝来市岩津 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
北谷口 I (126040006)	朝来市岩津 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
元津(1) I (126040007)	朝来市岩津 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
宮前 I (126040008)	朝来市岩津 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
馬神谷 I (126040103)	朝来市立野 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
立野 I (126040104)	朝来市立野 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
大才 I (126040105)	朝来市多々良木 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
段(2) II (126040106)	朝来市多々良木 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
段(1) II (126040107)	朝来市多々良木 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
中村(6) II (126040108)	朝来市多々良木 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
中村(5) II (126040109)	朝来市多々良木 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
中村(4) II (126040110)	朝来市多々良木 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
中村 I (126040111)	朝来市多々良木 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
中村(3) II (126040112)	朝来市多々良木 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
中村(2) II (126040113)	朝来市多々良木 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
中村(1) II (126040114)	朝来市多々良木 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
牧野(4) II (126040115)	朝来市多々良木 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
牧野(3) II (126040116)	朝来市多々良木 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
牧野(2) II (126040117)	朝来市多々良木 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
石田(1) II (126040138)	朝来市石田 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

石田(2)Ⅱ (126040139)	朝来市石田(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
石田(3)Ⅱ (126040140)	朝来市石田(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
伊由市場Ⅱ (126040147)	朝来市伊由市場(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
澤Ⅰ (126040148)	朝来市澤(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
川上(2)Ⅱ (126040151)	朝来市川上(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
大尾口Ⅰ (126040152)	朝来市川上(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
川上(1)Ⅱ (126040153)	朝来市川上(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
納座(4)Ⅱ (126040154)	朝来市納座(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
納座(1)Ⅰ (126040155)	朝来市納座(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
納座(2)Ⅰ (126040157)	朝来市納座(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
納座(2)Ⅱ (126040158)	朝来市納座(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
納座(1)Ⅱ (126040159)	朝来市納座(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
引谷川Ⅱ (226040002)	朝来市岩津(別図37のとおり)	土石流	別図37のとおり
クルマ谷Ⅰ (226040003)	朝来市岩津(別図38のとおり)	土石流	別図38のとおり
山口上山川Ⅱ (226040054)	朝来市山口(別図39のとおり)	土石流	別図39のとおり
小坂尾川(2)Ⅰ (226040066)	朝来市立野(別図40のとおり)	土石流	別図40のとおり
馬神谷川Ⅱ (226040067)	朝来市立野(別図41のとおり)	土石流	別図41のとおり
和谷川Ⅰ (226040073)	朝来市多々良木(別図42のとおり)	土石流	別図42のとおり
朝谷川Ⅰ (226040074)	朝来市多々良木(別図43のとおり)	土石流	別図43のとおり
タコタ川Ⅰ (226040079)	朝来市多々良木(別図44のとおり)	土石流	別図44のとおり

上中村川Ⅱ (226040080)	朝来市多々良木（別図45のとおり）	土石流	別図45のとおり
下中村川Ⅱ (226040081)	朝来市多々良木（別図46のとおり）	土石流	別図46のとおり
大路川Ⅱ (226040108)	朝来市納座（別図47のとおり）	土石流	別図47のとおり
見田川Ⅱ (226040110)	朝来市納座（別図48のとおり）	土石流	別図48のとおり
赤田川Ⅱ (226040111)	朝来市納座（別図49のとおり）	土石流	別図49のとおり
山田垣川Ⅱ (226040113)	朝来市山内（別図50のとおり）	土石流	別図50のとおり

（別図1から別図50までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第97号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中条中筋Ⅰ (125010001)	南あわじ市中条中筋（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
倭文神道(1)Ⅱ (125010002)	南あわじ市倭文安住寺（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
倭文安住寺Ⅱ (125010004)	南あわじ市倭文安住寺（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
倭文庄田(3)Ⅱ (125010006)	南あわじ市倭文庄田（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
倭文庄田(5)Ⅱ (125010008)	南あわじ市倭文土井（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
倭文土井(2)Ⅱ (125010010)	南あわじ市倭文土井（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
倭文土井(3)Ⅱ (125010011)	南あわじ市倭文土井（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
倭文土井(5)Ⅱ (125010013)	南あわじ市倭文土井（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

倭文土井(7)Ⅱ (125010015)	南あわじ市倭文土井(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
倭文土井(8)Ⅱ (125010016)	南あわじ市倭文土井(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
倭文長田(2)Ⅱ (125010018)	南あわじ市倭文長田(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
倭文長田(4)Ⅱ (125010020)	南あわじ市倭文長田(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
倭文長田(5)Ⅱ (125010021)	南あわじ市倭文長田(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
倭文長田(6)Ⅱ (125010022)	南あわじ市倭文長田(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
倭文長田(7)Ⅱ (125010023)	南あわじ市広田広田(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
広田広田Ⅱ (125010024)	南あわじ市広田広田(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
中条広田(1)Ⅱ (125010025)	南あわじ市中条中筋(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
中条広田(2)Ⅱ (125010026)	南あわじ市中条中筋(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
中条中筋(1)Ⅱ (125010027)	南あわじ市中条中筋(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
中条中筋(2)Ⅱ (125010028)	南あわじ市中条中筋(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
中条中筋(3)Ⅱ (125010029)	南あわじ市中条中筋(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
倭文土井Ⅲ (125010030)	南あわじ市倭文土井(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
広田広田(1)Ⅲ (125010032)	南あわじ市広田広田(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
広田広田(2)Ⅲ (125010033)	南あわじ市広田広田(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
中条広田(1)Ⅲ (125010034)	南あわじ市中条中筋(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
中条広田(2)Ⅲ (125010035)	南あわじ市中条中筋(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
中条広田(3)Ⅲ (125010036)	南あわじ市中条広田(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
中条中筋Ⅲ (125010037)	南あわじ市中条中筋(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

三宅川右支Ⅰ (225010004)	南あわじ市山添（別図29のとおり）	土石流	別図29のとおり
大池向西谷Ⅱ (225010009)	南あわじ市倭文長田（別図30のとおり）	土石流	別図30のとおり
徳原大谷Ⅱ (225010010)	南あわじ市中条徳原（別図31のとおり）	土石流	別図31のとおり
初野川Ⅱ (225010011)	南あわじ市中条中筋（別図32のとおり）	土石流	別図32のとおり
針ノ木東谷Ⅱ (225010012)	南あわじ市中条中筋（別図33のとおり）	土石流	別図33のとおり
除川左支溪Ⅱ (225010013)	南あわじ市中条広田（別図34のとおり）	土石流	別図34のとおり
三宅川Ⅱ (225010015)	南あわじ市山添（別図35のとおり）	土石流	別図35のとおり

（別図1から別図35までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第98号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
掃守(1)Ⅰ (125030001)	南あわじ市榎列松田（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
佐礼尾(4)Ⅰ (125030002)	南あわじ市志知佐礼尾（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
佐礼尾(2)Ⅰ (125030004)	南あわじ市志知佐礼尾（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
佐礼尾(3)Ⅰ (125030005)	南あわじ市志知中島（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
掃守(2)Ⅱ (125030007)	南あわじ市榎列掃守（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山所Ⅱ (125030008)	南あわじ市榎列上幡多（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
佐礼尾(1)Ⅱ (125030009)	南あわじ市志知佐礼尾（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

佐礼尾(2)Ⅱ (125030010)	南あわじ市志知佐礼尾(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
天野馬廻(1)Ⅱ (125030012)	南あわじ市八木馬回(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
天野馬廻(2)Ⅱ (125030013)	南あわじ市八木馬回(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
天野馬廻(4)Ⅱ (125030015)	南あわじ市八木馬回(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
國衛Ⅱ (125030016)	南あわじ市神代國衛(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
山所Ⅲ (125030018)	南あわじ市榎列上幡多(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
中島(1)Ⅲ (125030019)	南あわじ市志知佐礼尾(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
中島(2)Ⅲ (125030020)	南あわじ市志知中島(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
天野馬廻(1)Ⅲ (125030021)	南あわじ市八木大久保(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
國衛Ⅲ (125030023)	南あわじ市神代國衛(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
浦壁(1)Ⅲ (125030024)	南あわじ市神代浦壁(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
浦壁(3)Ⅲ (125030026)	南あわじ市神代浦壁(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
浦壁(4)Ⅲ (125030027)	南あわじ市神代浦壁(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
國衛 (125030029)	南あわじ市神代國衛(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
赤井谷池Ⅱ (225030005)	南あわじ市神代浦壁(別図22のとおり)	土石流	別図22のとおり
浦壁谷Ⅱ (225030006)	南あわじ市神代浦壁(別図23のとおり)	土石流	別図23のとおり

(別図1から別図23までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年1月29日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県本庁舎ほか2庁舎で使用する電気 予定数量7,965,931キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部管理局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年12月23日
- 4 落札者の名称及び住所
九電みらいエナジー株式会社 福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号
- 5 落札金額(税抜)
86,299,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年11月10日

~~~~~

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年1月29日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
感染症患者移送用車両(防疫車) 15台
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
令和3年3月31日(水)
- (4) 納入場所  
兵庫県庁(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号) 12台  
姫路市保健所(姫路市坂田町3番地) 1台  
西宮市保健所(西宮市江上町3-26) 1台  
あかし保健所(明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7) 1台  
(詳細は仕様書のとおり)
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 西川

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和3年1月29日(金)から同年2月4日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和3年2月16日(火)午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和3年2月15日(月)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和3年1月29日(金)から同年2月4日(木)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和3年2月4日(木)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和3年2月9日(火)午後5時から同月16日(火)午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和3年1月29日(金)から同年2月4日(木)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和3年1月29日(金)から同年2月4日(木)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和3年2月4日(木)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

令和3年2月9日(火)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年2月12日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年3月3日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

15 Vehicles for transporting infectious disease patients (epidemic prevention vehicles)

(3) Delivery period: March 31, 2021

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Government

Himeji City Health Center

Nishinomiya City Health Center

Akashi Public Health Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 February 4, 2021

(6) Deadline for tender:

14:00 February 16, 2021 by direct delivery and electronic bidding system

17:00 February 15, 2021 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nishikawa, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4936



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町野添城二丁目2026番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古郡播磨町上野添一丁目8番17号  
有限会社神崎土地建物 取締役 岩崎副武
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年8月3日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-13号（2播磨）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市さつき台二丁目17番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町一色西一丁目278番1  
株式会社大工産 代表取締役 田中義弘
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年9月9日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-23-3号（1三木）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
洲本市五色町広石北字寿峰982番7の一部、982番16、982番21の一部、989番1の一部、997番6の一部、1018番1、1023番の一部、1023番2の一部、1023番4の一部、1023番5の一部、1023番10  
同 市五色町広石北字絞木982番17の一部、982番18の一部  
同 市五色町広石北字玉田1000番地先堤の一部、1010番地先堤の一部、1015番から1017番まで、1017番1、

- 1020番、1020番1、1021番、1022番、1022番1、1023番1、1023番11、1024番、1024番1  
同 市五色町広石北字長ノ浦1009番1の一部、1014番1の一部、1014番1地先道の一部、1019番1、1019番2の一部、1019番3の一部、1019番4の一部、1048番の一部、1049番、1050番1の一部、1050番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
洲本市本町三丁目4番10号  
洲本市長 竹内 通 弘
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和3年1月18日  
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1-2-4号（1洲本）

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第28号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年1月29日

兵庫県公安委員会  
委員長 奥谷 勝彦

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
- (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）
- (2) 実施期日  
ア 新規取得講習  
令和3年3月1日（月）から同月8日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間  
イ 追加取得講習  
令和3年3月4日（木）から同月8日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間
- (3) 実施場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
- (4) 修了考査の実施  
新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和3年3月8日（月）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員  
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で50人とする。
- 3 受講対象者  
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
- (1) 新規取得講習  
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
- ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧



2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和3年2月8日(月)から同月18日(木)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「申込書」という。)1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 3の(1)のイに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 3の(1)のウに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ホ) 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 3の(2)のイに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 3の(2)のウに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ホ) 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

8 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

9 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

10 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

11 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

12 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課  
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166